

別紙3－1

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第2の3の（1）に係るものは、次のとおりとする。

第1 定義

本要領における用語については、次に定めるところによる。

- 1 畜産農家組織 畜産農家（原則として事業実施年度に、酪農経営にあっては自ら生産した生乳を年間通して出荷した実績がある農家を、肉用牛、養豚及び養鶏経営にあっては家畜又は鶏卵の出荷・販売実績がある農家をいう。以下同じ。）が直接の構成員であって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する法人又は集団をいう。
 - (1) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）又はそれ以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）
 - (2) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの。
 - ② 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の2分の1以上が前号（農事組合法人以外の農地所有適格法人を除く。）の所有に属しているもの。
 - (3) 次の①及び②を満たし、国産飼料の生産・利用等畜産経営の確立のために必要な作業の共同化に係る事項につき経理を一元化している集団
 - ① 代表者が定められていること。
 - ② 組織の意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
- 2 耕種農家組織 耕種農家（原則として事業実施年度に、自ら生産した農産物の出荷・販売実績がある農家をいう。以下同じ。）が直接の構成員であって、次の（1）及び（2）のいずれかに該当する法人又は集団をいう。
 - (1) 農地所有適格法人又は農地法第3条第3項等に基づき解除条件付き貸借により農地を借り入れた法人。
 - (2) 1（3）①及び②に掲げる要件を満たし、農作物及び飼料の生産のために必要な作業の共同化（飼料生産組織への委託を含む。）に係る事項につき経理を一元化してい

る集団。

3 農協等 次の（1）から（6）までのいずれかに該当する組織をいう。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - (2) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 農事組合法人又はそれ以外の農地所有適格法人
 - (4) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
 - (5) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むものの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - ② 総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が前号（公社又は農事組合法人以外の農地所有適格法人に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
 - (6) 農業の振興を定款で主たる事業として位置付けている、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会
- 4 地域農業再生協議会等 次の（1）から（3）までのいずれかを満たす組織をいう。
- (1) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に規定する地域農業再生協議会又は同要綱第2の1の（2）に規定する都道府県農業再生協議会
 - (2) 都道府県又は都道府県内的一部を活動区域とし、農産物（水稻を除く。）を生産する耕種農家又は耕種農家組織（以下「耕種農家等」という。）を支援する、3（1）から（6）までに掲げる要件に該当する団体又は法人
 - (3) (2)の団体又は法人、耕種農家等及び地方公共団体等で組織される団体又は法人
- 5 飼料生産組織 飼料生産作業（作業受託を含む。）を行い、3（1）から（5）までに掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
- 6 耕畜連携協議会 次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす協議会をいう。
- (1) 畜産農家又は畜産農家組織（以下「畜産農家等」という。）、耕種農家等、農協等及び地域農業再生協議会等（事業実施主体が特に認めた場合は、農業等及び地域農業再生協議会等と同等の指導能力を有する組織）が参画する団体であること。ただし、第2の4に取り組む場合にあっては飼料生産組織が参画するものとする。
 - (2) 1（3）①及び②に掲げる要件を満たすこと。
 - (3) 一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (4) 運営を担う事務局を設置しており、事務局は原則、農協等又は地域農業再生協議会等が担うこと。
- 7 事業参加者 第2の3又は4の事業を実施する畜産農家等、耕種農家等及び飼料生産組織をいう。

第2 事業の内容

1 支援体制の整備（全国推進型）

事業実施主体は、以下の取組を行うものとする。なお、事業実施主体は必要に応じ、事業の一部を他の事業者等に委託することができるものとする。

(1) 3の耕畜連携体制確立及び4の耕畜連携飼料生産組織取組拡大の取組への支援

(2) (1)の取組に必要な次の①から⑦までの取組

- ① 耕畜連携協議会への支援（設立支援を含む）
- ② 耕畜連携協議会及び事業参加者に対する指導・助言
- ③ 第5の3の(3)に規定する現地確認等
- ④ 畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動
- ⑤ 本事業の効果の検証・検証結果の報告
- ⑥ 耕畜連携希望調査
- ⑦ その他本事業の推進に必要となる業務

2 支援体制の整備（地域推進型）

耕畜連携協議会は、3の耕畜連携体制確立及び4の耕畜連携飼料生産組織取組拡大の取組への支援を行うとともに、これら支援に必要な取組（1（2）に掲げるもの（①を除く。））を行うものとする。なお、耕畜連携協議会は必要に応じ、事業の一部を委託することができるものとする。

3 耕畜連携体制確立

耕畜連携体制確立の取組を通じ、畜産農家等に対する国産飼料の供給拡大を目的として、耕種農家等は、生産した飼料作物に品質表示をして畜産農家等に供給するとともに、畜産農家等は、耕種農家等及び耕畜連携協議会に対し、品質・給与情報等を提供する取組及びこれらの情報等を基に、耕畜連携協議会において国産飼料の安定供給及び品質向上を図るための検証の取組を行うものとする。

4 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

飼料生産組織が、3の取組として行う飼料作物の生産作業又は耕畜連携により3の取組と一体的に行う稲わらの収集等の作業を行うのに必要な機械の導入等の取組を行うものとする。

第3 事業実施主体

第2の1から4までの事業実施主体は、交付等要綱別表の3の(1)の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

1 耕畜連携体制確立

(1) 交付対象

第2の3の取組に対する助成は、耕種農家等から供給を受け、給与することを目的として畜産農家等に運搬・貯蔵された次の①から②までの全ての要件を満たす飼料作

物をその対象とし、事業実施前年度(以下「基準年」という。ただし、基準年は3年間固定するものとする。)から拡大した重量をその上限として交付するものとする。

① 次のアからエまでのいずれかの飼料作物とする。

- ア 青刈りとうもろこし
- イ ソルゴー(スーダングラスを含む。)
- ウ 牧草(飼料用の麦類を含む。)
- エ 子実用とうもろこし

② 耕種農家等が次のアからウまでのいずれかの権利等を有する農地等で自ら生産又は生産を委託した飼料作物(別添2に定める品質表示があるものに限る)とする。

ア 耕種農家等が所有する農地

イ 耕種農家等の利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)が設定された農地であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

(ア) 農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借り入れ農用地

(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)によって利用権が設定された借り入れ農用地。

(ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等が証明している借入地。

ウ その他貸借契約書に目的、受託面積及び貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの。

(2) 畜産農家等及び耕種農家等は、長期(3年間以上)における利用供給契約を締結するものとする。

(3) 畜産農家等から耕種農家等及び耕畜連携協議会に対し、供給耕種農家等及び飼料作物の種類ごとに事業実施年度中に1回以上、品質・給与情報等の提供をするものとする。

(4) 耕畜連携協議会は、飼料作物の安定供給及び品質向上を図るための検証結果の報告書を作成するものとする。

(5) 耕畜連携協議会は、畜産農家等において有効活用されていない堆肥がある場合は、耕種農家等において当該堆肥を最大限有効活用することとする。

(6) 耕畜連携協議会は、都道府県(普及機関等)や市町村、その他関係者と密に連携して取り組むとともに、これらの者の指導・助言を受けることができる体制を構築するものとする。

2 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

(1) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

- (2)自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (3)補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、導入する機械等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならぬものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- (4)本事業により導入する機械等は、原則として一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- (5)本事業により導入する機械等は、新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から畜産局長が特に必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における器具・機材は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。
- (6)既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- (7)本事業により導入する機械等の能力及び規模は、耕畜連携協議会内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (8)機械等を購入する場合は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (9)機械等をリース方式で導入する場合は、次の①から③により行うものとする。
- ① リース料助成金の額の計算方法
- リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる機械等ごとに、次の計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業参加者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。
- ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率
- イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率
- ② リース事業者の決定
- 事業参加者は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者の中から決定するものとする。
- ③ 途中解約の禁止
- 事業実施主体は、貸付期間中のレンタル契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にレンタル契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相

当額は、補助金返還するものとする。

(10) 機械等をレンタル方式で導入する場合は、次の①から③により行うものとする。

① レンタル方式に係る助成金の額について

レンタルに係る助成金の額（以下「レンタル料助成額」という。）は、対象となる器具・機材ごとに、レンタルに要する経費の1／2以内とし、それぞれ千円未満を切り捨てた額とする。

② レンタル事業者の決定

事業実施主体は、補助金の交付決定後、レンタル契約を締結するレンタル事業者を複数のレンタル事業者の見積りから決定するものとする。

③ 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のレンタル契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にレンタル契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額は、補助金返還するものとする。

3 事業の成果目標及び目標年度

(1) 耕畜連携体制確立

成果目標は、耕種農家等から畜産農家等へ供給される飼料作物（第4の1の（1）に定める飼料作物に限る。）の供給量を事業実施前年度に比べ、5%以上増加することとし、事業完了年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

(2) 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

成果目標は、飼料生産組織において、本事業で導入した機械等を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。）が、事業実施前年度に比べ10%以上向上することとし、事業完了年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

4 その他交付に関する事項

(1) 事業参加者は、第5の3の（3）の規定により行う現地確認等をはじめ、本事業の実施に関し協力すること。

(2) 事業参加者は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）を遵守し、同法第50条に規定する製造業者や販売業者の届出等の手続きが必要な場合は、確実に実施すること。

第5 事業実施の手続

1 事業実施主体の募集及び採択は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

2 支援体制の整備（全国推進型及び地域推進型）の手続

(1) 耕畜連携協議会は、国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業実施計画（地域推進型）（別紙3-1様式第1号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業実施計画（地域推進型）の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業実施計画（全国推進型）（別紙3-1様式第2号）を作成し、畜産局長と調整の上、交付等要綱第7第1項に定める

交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。

3 耕畜連携体制確立の手続

(1) 事業参加申込み

- ① 本事業に参加しようとする畜産農家等及び耕種農家等は、利用供給計画（別紙3－1様式第3号）及び事業参加申込書（別紙3－1様式第4号）（以下「事業参加申込書等」という。）を耕畜連携協議会に提出するものとする。
- ② 畜産農家等及び耕種農家等が、利用供給計画の提出時において、既に第4の1の（2）の利用供給契約が締結されている場合は、契約書の写しを併せて添付するものとし、利用供給契約が締結されていない場合は、速やかに契約を締結し、耕畜連携協議会に契約書の写しを提出するものとする。
- ③ 耕畜連携協議会は、事業参加申込書等の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、利用供給地域計画（別紙3－1様式第5号）を作成し、利用供給計画の写しを添付の上、事業実施主体に提出するものとする。
- ④ 事業実施主体は、耕畜連携協議会から提出された利用供給地域計画の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、耕畜連携利用供給計画（別紙3－1様式第6号）を作成し、畜産局長に提出するものとする。
- ⑤ 畜産局長は、耕畜連携利用供給計画等の内容が第4の1の要件に適合しているかを審査の上し、妥当と認めたときは、その結果を別紙3－1様式第7号により事業実施主体に通知するものとする。なお、④の提出が、交付等要綱第7に定める交付申請書又は第13に定める変更等承認申請書の添付により行われた場合は、それぞれ交付等要綱第9に定める交付決定又は第13に定める変更等承認をもって当該通知に代えることができるものとする。

(2) 変更の申出

- ① 畜産農家等及び耕種農家等は、事業参加申込書の内容に変更があった場合、又は交付要件を満たせなくなった場合は、速やかに耕畜連携協議会に申し出るものとする。
- ② 耕畜連携協議会は、畜産農家等及び耕種農家等から①の申出があった場合には、速やかに事業実施主体に報告するものとする。
- ③ 事業実施主体は、耕畜連携協議会から②の報告があった場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。

(3) 現地確認等

- ① 耕畜連携協議会は、（1）の③の確認の結果、適当と認められた事業参加者に対して、第4の1の（1）の要件に適合していることについて、別添3に定める方法により現地確認等を行うものとする。
- ② 耕畜連携協議会は、現地確認等について、必要に応じて市町村、都道府県等の協力を得て行うものとする。
- ③ 耕畜連携協議会は、現地確認等が終了した後、速やかに事業参加者ごとの現地確認等結果（別紙3－1様式第8号）を作成し、現地確認等結果総括表（別紙3－1様式第9号）に取りまとめ、事業実施主体に提出するものとする。また、耕畜連携協議会は、現地確認等の結果を事業参加者に通知するものとする。
- ④ 事業実施主体は、必要に応じて、現地確認等及び都道府県に現地確認等結果総括表の内容についての確認を行うものとする。この場合、確認の申込みを受けた都道

府県は、必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。

⑤ 畜産局長は、必要に応じて事業実施主体又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとし、現地確認等を行う場合は、関係する耕畜連携協議会、畜産農家等、耕種農家等及び飼料生産組織に通知するものとする。

(4) 事業参加者死亡時における補助金の交付の承継

① 事業参加者が、(3)の①の現地確認等後に死亡した場合において、当該事業参加者の経営を承継する者がいないときは、当該事業参加者の相続人は、当該事業参加者が存命の間、本要領に定める交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加者の補助金の交付を受けることができるものとする。

② ①により補助金の交付を受けるための手続を行う者は、事業参加者の補助金の交付の承継に関する申出書(別紙3-1様式第10号)に、事業参加者と相続関係があることを確認できる書類、事業参加者が死亡したことを確認できる書類及び相続人本人の口座で補助金の受領を希望する場合は、相続人の補助金交付先情報(別紙3-1様式第11号)を添付して、事業参加者死亡後、速やかに耕畜連携協議会に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった年度内とする。また、耕畜連携協議会は、事業参加者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに事業実施主体に報告するものとする。事業実施主体は上記の申し出があった場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。

③ ①及び②による補助金の交付の承継に当たっては、第1の2の「年間」とあるのは、「事業参加者の存命の間」と読み替えるものとする。

4 耕畜連携飼料生産組織取組拡大の事業実施の手続

(1) 事業参加申込み

① 第2の4の事業に参加しようとする飼料生産組織は、飼料生産組織取組拡大計画(別紙3-1様式第12号)を作成し、耕畜連携協議会に提出するものとする。

② 耕畜連携協議会は、飼料生産組織から提出された飼料生産組織取組拡大計画の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画(別紙3-1様式第13号)を作成し、飼料生産組織取組拡大計画の写しと併せて、事業実施主体に提出するものとする。

③ 事業実施主体は、耕畜連携協議会から提出された耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画等の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画総括表(別紙3-1様式第14号)を作成し、畜産局長に提出するものとする。

④ 畜産局長は、耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画総括表等の内容が第4の2の要件に適合しているかを審査の上し、妥当と認めたときは、その結果を別紙3-1様式第15号により事業実施主体に通知するものとする。なお、③の提出が、交付等要綱第7に定める交付申請書又は第13に定める変更等承認申請書の添付により行われた場合は、それぞれ交付等要綱第9に定める交付決定又は第13に定める変更等承認をもって当該通知に代えることができるものとする。

(2) 変更の申出

① 飼料生産組織は、飼料生産組織取組拡大計画の内容に変更があった場合は、速やかに耕畜連携協議会に申し出るものとする。

② 耕畜連携協議会は、飼料生産組織から①の申出があった場合には、速やかに事業

実施主体に報告するものとする。

③ 事業実施主体は、耕畜連携協議会から②の報告があった場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。

(3) 事業の着手

① 本要領第4の事業の着手については、機械の発注を含むものとする。

② 本要領第4の規定は、飼料生産組織及び耕畜連携協議会においても同様に適用することとし、第2の4における交付決定前着手届について、飼料生産組織は耕畜連携協議会を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

③ 飼料生産組織が機械等の導入を行った場合には、その入札又はリース契約の結果について、入札・リース契約結果報告書（別紙3-1様式第16号）により、耕畜連携協議会を経由して事業実施主体に届け出るものとする。

第6 交付の対象及び補助率

補助金の交付対象及び補助率は別添1のとおりとする。

第7 事業達成状況の報告及び事業の評価等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの毎年の達成状況について、本要領別記様式第3号の達成状況報告書に耕畜連携事業達成状況報告書（別紙3-1様式第17号）を添付の上、翌年度の7月末日までに畜産局長に報告するものとする。なお、事業実施年度の達成状況については、交付等要綱第18に定める実績報告書の提出を行い、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施年度の達成状況の報告に代えることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第4号の事業評価報告書に耕畜連携事業評価報告書（別紙3-1様式第18号）を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- 3 畜産局長は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し改善計画（別紙3-1様式第19号）を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、畜産局長は、2の規定にかかわらず必要に応じて事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体は、畜産局長の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

第8 機械等の管理運営等

- 1 本事業で導入した機械は常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り、適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、事業目的の飼料生産作業への影響がない範囲で他の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 本事業で導入した機械については、見える箇所に事業実施年度、事業名、飼料生産組織名を記載等するものとする。

第9 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応

じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別添1 交付対象及び補助率

取組事項	助成対象	補助率
1 支援体制の整備（全国推進型）	(1) 耕畜連携協議会への支援（設立支援を含む） (2) 耕畜連携協議会及び事業参加者に対する指導・助言 (3) 現地確認等 (4) 畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動 (5) 本事業の効果の検証・検証結果の報告 (6) 耕畜連携希望調査 (7) その他本事業の推進に必要となる業務	定額
2 支援体制の整備（地域推進型）	(1) 事業参加者に対する指導・助言 (2) 現地確認等 (3) 畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動 (4) 本事業の効果の検証・検証結果の報告 (5) 耕畜連携希望調査 (6) その他本事業の推進に必要となる業務	定額
3 耕畜連携体制確立	耕種農家等から品質表示された飼料作物の供給を受けた畜産農家等が、耕種農家等及び耕畜連携協議会に対し飼料分析・給与情報等の提供を行った次の飼料作物 (1) 畜産農家等 ① 青刈りとうもろこし ② ソルゴー（スーダングラスを含む） ③ 牧草（飼料用の麦類を含む） ④ 子実用とうもろこし	定額 ただし、①、②及び③については、次のとおりとする。 (基準年から1年目の場合) 7,800円/トン以内 (2年目の場合) 6,240円/トン以内 (3年目の場合) 3,900円/トン以内 ④については、次のとおりとする。 (基準年から1年目の場合)

		12,000 円/トン以内 (2年目の場合) 9,600 円/トン以内 (3年目の場合) 6,000 円/トン以内 (注1～注3)
	<p>(2) 耕種農家</p> <p>① 青刈りとうもろこし</p> <p>② ソルゴー (スーダングラスを含む)</p> <p>③ 牧草 (飼料用の麦類を含む)</p> <p>④ 子実用とうもろこし</p>	<p>定額</p> <p>ただし、①、②及び③については、次のとおりとする。</p> <p>(基準年から1年目の場合)</p> <p>8,300 円/トン以内 (2年目の場合) 6,640 円/トン以内 (3年目の場合) 4,150 円/トン以内</p> <p>④については、次のとおりとする。</p> <p>(基準年から1年目の場合)</p> <p>12,200 円/トン以内 (2年目の場合) 9,760 円/トン以内 (3年目の場合) 6,100 円/トン以内</p>
4 耕畜連携飼料生産組織取組拡大 ① 機械等の導入(購入、リース又はレンタル)	<p>(1) 飼料計量器の購入又はリース</p> <p>(2) 飼料播種・追播用機械装置</p> <p>(3) 飼料収穫・調製用機械装置 (注4)</p> <p>(4) 草地等管理用機械装置</p> <p>(5) 飼料調製用機械装置 (注4)</p> <p>(6) 堆肥調整散布関係機械装置 (注5)</p> <p>(7) トラクター (注5)</p> <p>(8) 簡易保管庫整備 (注6)</p>	1／2以内

	(9) スマート農業関連機械装置(自動操舵ガイダンスシステム、自動操舵装置等) (10) 無人航空機(注8)	
② 保管場所の確保	保管庫の借上げ	1/2以内(ただし、飼料生産組織当たり100万円以内/年とする(助成対象期間は5月~翌年3月)。)

注1：取組事項の欄の3の取組において、交付対象重量は10kg単位とし、10kg未満は切り捨てとする。

注2：取組事項の欄の3の取組において、飼料の重量は搬入日、生産者、飼料の種類、飼料の形状ごとに1個以上重量を計量するものとするが、計量が困難な場合は地域普及指導機関等と相談の上、推計により算出できるものとする。

注3：取組事項の欄の3の取組において、1つの利用供給契約について300kgを下限とする。

注4：飼料運搬車は、飼料運搬専用車に限る。

注5：堆肥運搬機は、堆肥運搬専用機に限る。

注6：牽引が必要な(2)から(6)までに掲げる機械と一体的に導入する場合に限り、トラクターの導入を対象とする。

注7：簡易保管庫は、撤去・移動が可能な構造のものに限る。

注8：無人航空機は、播種又は防除用に限る。

別添2 品質表示

1 品質表示の定義

飼料作物の安定供給及び品質向上を図るため、販売する飼料作物の品質等の情報を購入者に適正かつ円滑に伝達することをいう。

2 表示項目

耕種農家等は、次の（1）から（6）の項目を販売する飼料作物に表示する。

- (1) 品名（例：トウモロコシラップサイレージ、混播乾牧草等）
- (2) ロット番号（同一日に同一ほ場から収穫したものなど品質が同一とみなせるものを単位とする。）
- (3) 生産者（販売者）及び連絡先
- (4) 生産地
- (5) 収穫年月日
- (6) 水分

3 表示方法

表示方法は、次の（1）から（3）のいずれかとする。

- (1) 情報を記載した証票（伝票等に記載したものと含む。）を原則、飼料の引き渡し時に、書面又は電子データで提出する。
- (2) 情報を記載した証票を個々のベール等に貼付する。
- (3) 個々のベール等又は伝票等にロット番号及び検索先のURL（これらを二次元バーコード化したものと含む。）を記載し、インターネット等を通じて当該ロット番号から基本情報を確認できるようにする。

4 飼料作物情報の記録・提供

- (1) 耕種農家等は、飼料作物の栽培・収穫調整段階の情報（以下「飼料作物情報」という。）の記録に努めるとともに、畜産農家等や耕畜連携協議会等からの問い合わせがあれば、必要に応じて飼料作物情報及び飼料成分（TDN、CP等）の情報を提供するよう努めるものとする。

- (2) 飼料作物情報は、次の①から⑪までの情報とし、記録はほ場ごとに行うものとする。また、同一ほ場で複数回の収穫を行う場合は、⑤から⑪までの情報を番草ごとに行うものとする。

- ① 草種・品種
- ② 播種（又は更新・追播）年月日
- ③ 施肥の状況
- ④ 農薬散布の状況
- ⑤ 収穫年月日
- ⑥ 生育ステージ
- ⑦ 収穫時の雑草混入割合
- ⑧ 収穫時の病害虫被害
- ⑨ 収穫時の倒伏発生程度
- ⑩ 収穫調製の方法

⑪ 添加剤の有無及び名称

別添3 現地確認等の実施手順

第1 事業参加者は、現地確認等に当たり別紙3-1の第4の1の(1)に規定する事業の要件に係る資料等を別紙3-1の第5の3の(3)の現地確認等を実施する者(以下「現地確認等実施者」という。)に提供するものとする。

第2 現地確認等実施者は、次の規定に従い、事業参加者が別紙3-1の第4の1の(1)に規定する要件を満たしているか確認するものとする。

1 畜産農家等の確認

(1) 畜産農家等は次の内容を証する書面等を整備するとともに、現地確認等実施者は、畜産農家等が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 耕種農家等から供給された飼料作物の種類
- ② 耕種農家等から供給された飼料作物の種類ごとの重量
- ③ 耕種農家等から供給された飼料作物の増加量
- ④ 品質・給与情報等の記帳状況の確認
- ⑤ 耕種農家等及び耕畜連携協議会への情報等の提供状況の確認
- ⑥ 重量の測定又は設定方法(耕種農家等が測定した重量を用いる場合は不要)

(2) (1)の確認は次により実施するものとする

- ① (1)の①及び②の内容に関する書面の整備及び確認は、納入伝票、納品伝票、領収書等の確認により行うものとする。
- ② (1)の③の内容に関する書面の整備及び確認は、事業実施前の供給数量については納入伝票、納品伝票、領収書、その他供給数量が確認できる書面により行うものとし、事業実施年度の供給数量は①に準じて確認を行うものとする。
- ③ (1)の④及び⑤の内容に関する書面の整備及び確認は、飼料の分析結果、給与野帳及び情報提供資料等により確認するものとする。
- ④ (1)の⑥の内容に関する書面の整備及び確認は、耕種農家等、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする(重量を推計により算出した場合は算出根拠を証する書面により確認を行う)。

2 耕種農家等の確認

(1) 耕種農家等は次の内容を証する書面等を整備するとともに、現地確認等実施者は、耕種農家等が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 供給した飼料作物の種類
- ② 供給した飼料作物の種類ごとの重量
- ③ 生産ほ場が要件に合致することの確認
- ④ 品質表示の有無

⑤ 重量の測定又は設定方法(畜産農家等が測定した重量を用いる場合は不要)

(2) (1)の書面の整備及び確認は、次により実施するものとする。

- ① (1)の①及び②の内容に関する書面の整備及び確認は、納入伝票、納品伝票、領収書、飼料作物情報の記録等の確認により行うものとする。
- ② (1)の③の書面の整備及び確認は第4の1の(1)の②に合致することを証する書面により確認するものとする。
- ③ (1)の④の書面の整備及び確認は品質表示が行われたことを証する書面により

確認を行うものとする。

- ④ (1) の⑤の書面の整備及び確認は、供給先、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする。（重量を推計により算出した場合は算出根拠を証する書面により確認を行う。）

別紙3－1 様式第1号（第5の2の（1）関係）

〇〇年度

国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業実施計画（地域推進型）

耕畜連携協議会名：

1 事業内容

区分		実施時期	取組内容	事業費 (円)	負担区分		備考
					国庫補助金 (円)	その他 (円)	
1 支援体制 の整備 (地域推 進型)	(1) 事業参加者に対する指導助言						
	(2) 現地確認等						
	(3) マッチング活動						
	(4) 事業効果の検証						

	(5) 耕畜連携希望調査						
	(6) その他						
	(小計)						
2 耕畜連携 体制確立							
3 耕畜連携 飼料生産 組織取組 拡大							
計							

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を様式第1－1号に記載すること。

注2：備考欄には、負担区分欄の経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

注3：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

2 成果目標

(1) 耕畜連携体制確立

飼料作物の供給量の増加

畜産農家等名	耕種農家等名	作物名	事業実施前年度（〇年度）		1年目（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
			供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)

注：増加率=（年度の供給量－事業実施前年度の供給量）/事業実施前年度の供給量×100

(2) 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

作業面積の拡大

飼料生産組織名	作物名	作業名	事業実施前年度（〇年度）		1年目（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
			作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)
					()		()		()	
					()		()		()	

注1：拡大率=（年度の作業面積－事業実施前年度の作業面積）/事業実施前年度の作業面積×100

注2：（ ）には、本事業による耕畜連携の作業面積を記載すること。

3 飼料の安定供給及び品質向上

注1：飼料の安定供給及び品質向上に向けた取組概要を記載すること。取組の概要については、誰が、何を、どのように実施するか明確に記載すること。

注2：実績報告時には、検証結果報告書を添付すること。

4 堆肥の有効活用

注：堆肥の有効活用に向けた取組概要を記載すること。取組の概要については、誰が、何を、どのように実施するか明確に記載すること。

5 事業の推進体制（連携関係の図）

注1：構成員や事業参加者、関係者における事業上の役割と連携関係を詳しく記すこと。既に整理されている資料がある場合は、当該資料の添付でも可。

注2：耕種農家と畜産農家の契約状況が分かるように作成すること。

注3：耕畜連携協議会の規約、構成員名簿を添付すること。

別紙3－1 様式第1－1号（委託先の明細）

耕畜連携協議会名：

委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額（千円）

別紙3－1 様式第2号（第5の2の（2）関係）

○○年度
国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業実施計画（全国推進型）

事業実施主体名：

1 事業内容

区分	実施時期	取組内容	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
1 支援体制 の整備 (全国推 進型)	(1) 耕畜連携協議会 への支援					
	(2) 耕畜連携協議会 及び事業参加者 に対する指導・ 助言					
	(3) 現地確認等					
	(4) マッチング活動					

	(5) 事業効果の検証						
	(6) 耕畜連携希望調査						
	(7) その他 ()						
	(小計)						
2 耕畜連携 体制確立							
3 耕畜連携 飼料生産 組織取組 拡大							
計							

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を様式第3－1号に記載すること。

注2：備考欄には、負担区分欄の経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

注3：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

2 成果目標

(1) 耕畜連携体制確立

飼料作物の供給量の増加

耕畜連携協議会名	畜産農家等名	耕種農家等名	作物名	事業実施前年度(○年度)	1年目(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)		
				供給量(kg)	増加率(%)	供給量(kg)	増加率(%)	供給量(kg)	増加率(%)	供給量(kg)	増加率(%)

注：増加率= (年度の供給量－事業実施前年度の供給量) /事業実施前年度の供給量×100

(2) 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

作業面積の拡大

耕畜連携協議会名	飼料生産組織名	作物名	作業名	事業実施前年度(○年度)	1年目(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)		
				作業面積(ha)	拡大率(%)	作業面積(ha)	拡大率(%)	作業面積(ha)	拡大率(%)	作業面積(ha)	拡大率(%)

注1：拡大率= (年度の作業面積－事業実施前年度の作業面積) /事業実施前年度の作業面積×100

注2：()には、本事業による耕畜連携の作業面積を記載すること。

3 飼料の安定供給及び品質向上

耕畜 連携 協議 会名	
耕畜 連携 協議 会名	

注1：飼料の安定供給及び品質向上に向けた取組概要を記載すること。取組の概要については、誰が、何を、どのように実施するか明確に記載すること。

注2：実績報告時には、検証結果報告書を添付すること。

4 堆肥の有効活用

耕畜 連携 協議 会名	
耕畜 連携 協議 会名	

注：堆肥の有効活用に向けた取組概要を記載すること。取組の概要については、誰が、何を、どのように実施するか明確に記載すること。

5 事業の推進体制

耕畜 連携 協議 会名	
耕畜 連携 協議 会名	

注1：耕畜連携協議会ごとに、構成員や事業参加者、関係者における事業上の役割と連携関係を詳しく記すこと。既に整理されている資料がある場合は、当該資料の添付でも可。

注2：耕種農家と畜産農家の契約状況が分かるように作成すること。

別紙3－1 様式第2－1号（委託先の明細）

事業実施主体名：

委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額（千円）

○○年度～○○年度
利用供給計画

○年○月

畜産農家等、耕種農家等名：○○
代表者氏名：○○
(○年目)

1 年度ごとの飼料作物の供給計画

耕種農家等名	供給先畜産農家等名	飼料作物名	事業実施前年度（〇年度）				1年目（〇年度）				2年目（〇年度）				3年目（〇年度）				備考
			作付面積 (ha)	生産量 (kg)	うち事業供給面積 (ha)	うち事業供給量 (kg)													
	青刈りとうもろこし																		
	ソルゴー																		
	牧草																		
	子実用とうもろこし																		
合計																			

注1：作付面積、生産量には耕種農家等における各飼料作物の全体の作付面積、全体の生産重量を記入すること。

2：事業供給面積及び事業供給量は、畜産農家等への供給分を記入すること。

3：「うち事業供給量」は、「2 事業年度の利用供給計画の詳細」のうち「②のうち事業による供給量（増加量）④」と整合性を図ること。

4：本事業により機械を導入する場合は、備考欄に機械を導入する飼料生産組織名及び実施する作業名を記入すること。

5：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

2 事業年度の利用供給計画の詳細

畜産農家等名 (畜種)	飼料供給者 (耕種農家等)名	飼料作物名	基準年(〇年度) 国産飼料利用量(kg)①	事業実施年度 (〇年度) 国産飼料確保計画量 (kg)②	飼料の増減量(kg) ③=②-①	②のうち事業による供給量 (増加量) (kg)④	助成対象重量 (kg) ⑤= (③と④のどちらか低い値)	補正係数の算定(kg) ⑥= (⑤を転記。⑤のうち対象重量がマイナスの場合、ゼロを記入)	補正後助成対象重量(kg) ⑩=各作物の⑥の値×⑨	補正単価(t/円) ⑪	助成額(円) ⑫=⑩×⑪
		青刈りとうもろこし								(畜産農家等)	
		ソルゴー								(耕種農家等)	
		牧草								(畜産農家等)	
		子实用とうもろこし								(耕種農家等)	
		合計					⑦	⑧			
		補正							補正係数⑨=⑦÷⑧		

注1：事業実施年度の国産飼料確保計画量②は、自家産+国産飼料の購入量の計画量を記入すること。

2：補正係数⑨は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

3：補正後の助成対象重量⑩は、10kg未満を切捨てること。

4：⑦がゼロ以下の場合はゼロとすること。

5：②のうち事業による供給量(増加量)④は、「1 飼料作物の供給計画」のうち「事業供給量」と整合性を図ること。

6：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

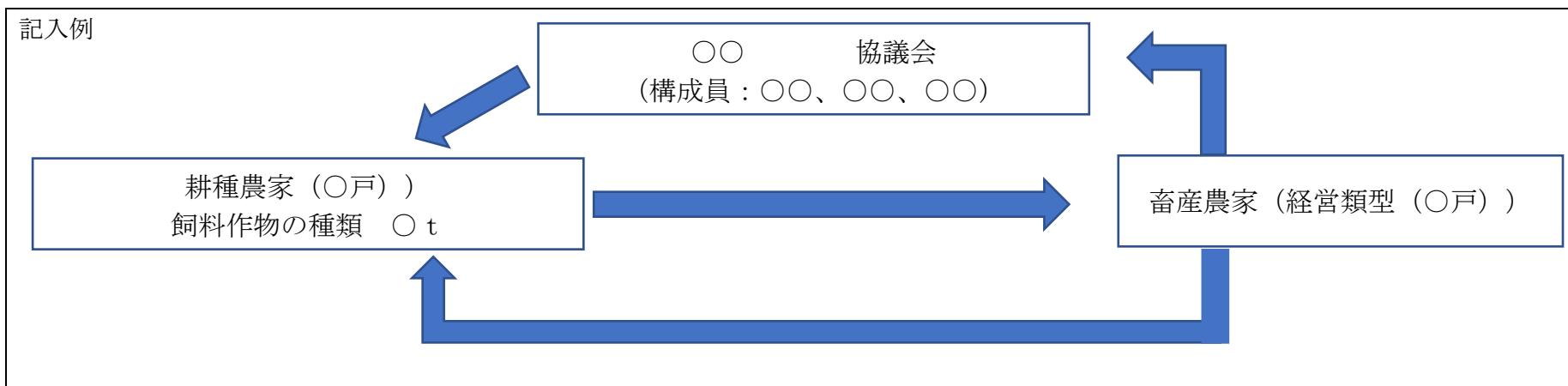
3 成果目標

飼料作物の供給量の増加

畜産農家等名	耕種農家等名	作物名	事業実施前年度（〇年度）		1年目（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
			供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)

注：増加率=（年度の供給量－事業実施前年度の供給量）/事業実施前年度の供給量×100

4 耕畜連携推進体制図



注：堆肥や稻わらの利用供給がある場合は記載すること。

別紙3－1 様式第4号（第5の3の（1）の①関係）

事業参加申込書

年 月 日

○○耕畜連携協議会長

○○ 殿

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携体制確立）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領別紙3－1の第5の3の（1）の①に基づき、下記のとおり事業参加申込書を提出します。

記

1 事業参加申込者

経営区分	畜産農家等	耕種農家等
		① ②
氏名又は法人・組織名	フリガナ	フリガナ
		① ②
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ	フリガナ
		① ②
郵便番号・住所		① ②
連絡先	(電話番号)	(電話番号)
	(電子メール)	① ② (電子メール) ① ②

注1：経営区分には、

① 畜産農家等の場合は、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織、養豚経営者、養豚経営者集団、養鶏経営者、養鶏経営者集団のいずれかを記入。

② 耕種農家等の場合は、耕種経営者、耕種経営者集団のいずれかを記入。

2：事業参加者が法人又は組織の場合は代表者の情報を記入し、別紙3－1－1 様式第3－1号（組織構成員）により、構成員の情報を添付すること。

3：耕種農家または畜産農家に複数の参加者が存在する場合は番号を付して情報を記入すること。

2 他の施策との関係

(1) 配合飼料価格安定制度への継続加入※¹

<input type="checkbox"/> 継続する	<input type="checkbox"/> 継続しない	<input type="checkbox"/> 該当しない（畜産農家ではない等）
-------------------------------	--------------------------------	---

※1 該当するものにチェックを記入。

(2) 家畜排せつ物管理に関する指導等※²

<input type="checkbox"/> 指導等を受けていない	<input type="checkbox"/> 指導等を受けたが、前年度までに改善済み	<input type="checkbox"/> 指導を受けたがまだ改善していない
-------------------------------------	--	---

※2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）第 4 条及び第 5 条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告について、該当するものにチェックを記入。

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること。

(3) その他環境法令の違反※³

<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
----------------------------	----------------------------

※3 以下の法律または命令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年経過していない場合は、有にチェックを記載。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ② 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ④ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ⑤ 以上の法律に基づく命令の規定

3 個人情報の取扱いの確認※⁴

<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
-------------------------------	--------------------------------

※4 以下の「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について合意する場合は、同意するにチェックを記載。

- ① 農林水産省、都道府県、協議会は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型）の実施に際して得た個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。
- ② 農林水産省、都道府県、協議会は、本事業の実施に係る説明や他の補助事業の補助金交付等のため、本計画書に記載された内容を、関係機関に必要最小限度内で提供する場合があります。

4 事業参加に係る確認事項^{※5}

- 事業参加者は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3—1国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型の事業細目及び具体的な手続等について（以下「連携型細目等」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解すること。
- 事業参加者は、連携型細目等に示す取組内容を理解の上、利用供給計画に基づき取組を実施すること。
- 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
- 事業参加者は、農林水産省、都道府県、事業実施主体及び耕畜連携協議会による参加申込内容の確認及び現地確認等に協力すること。
- 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、農林水産省、都道府県、事業実施主体及び耕畜連携協議会の現地確認等を実施する者からの求めに応じて提供すること。
- 本事業に係る補助金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業参加者は、現地確認等の実施に協力すること。
- 本事業に係る補助金の交付を受けた後に補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合、現地確認等を拒否した場合、その他の連携型細目等に違反した場合には、補助金を返還すること。

※5 事項を確認し、チェックを記入。

別紙3－1 様式第4－1号（組織構成員）

法人・組織名：_____

事業参加者		
	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別紙3－1 様式第5号 (第5の3の(1)の③)

年 月 日

事業実施主体

代表者〇〇 殿

〇〇耕畜連携協議会

会長〇〇

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携体制確立）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1の第5の3の(1)の③に定める利用供給地域計画を提出します。

※ 別記3－1 様式第5－1号を添付すること。

○○年度～○○年度
利用供給地域計画

○年○月

耕畜連携協議会名：○○耕畜連携協議会

代表者氏名：○○

（○年目）

1 年度ごとの飼料作物の供給計画

耕種農家等名	供給先畜産農家等名	飼料作物名	事業実施前年度(○年度)				1年目 (○年度)				2年目 (○年度)				3年目 (○年度)				備考
			作付面積 (ha)	生産量 (kg)	うち事業供給面積 (ha)	うち事業供給量 (kg)													
	青刈りとうもろこし																		
	ソルゴ一																		
	牧草																		
	子実用とうもろこし																		
	小計																		

	青刈り とうも ろこし															
	ソルゴ 一															
	牧草															
	子実用 とうも ろこし															
	小計															
合計																

注1：作付面積、生産量には耕種農家等における各飼料作物の全体の作付面積、全体の生産重量を記入すること。

2：事業供給面積及び事業供給量は、畜産農家等への供給分を記入すること。

3：「うち事業供給量」は、「2 事業年度の利用供給計画の詳細」のうち「②のうち事業による供給量（増加量）④」と整合性を図ること。

4：本事業により機械を導入する場合は、備考欄に機械を導入する飼料生産組織名及び実施する作業名を記入すること。

5：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

2 事業年度の利用供給計画の詳細

畜産農家等名 (畜種)	飼料供給者 (耕種農家等)名	飼料作物名	基準年 (〇年度)	事業実施年 度 (〇年度)	飼料の 増減量(kg) ③=②-①	②のうち 事業による 供給量 (増加量) (kg) ④	助成対象 重量 (kg) ⑤= (③と ④のどちら か低い値)	補正係数の 算定 (kg) ⑥= (⑤を転 記。⑤のう ち対象重量 がマイナス の場合、ゼ ロを記入)	補正後助成 対象重量 (kg) ⑩=各作物 の⑥の値× ⑨	補正単価 (t/円) ⑪	助成額 (円) ⑫=⑩×⑪
		青刈りとうもろこし								(畜産農家等)	
		ソルゴー								(耕種農家等)	
		牧草								(畜産農家等)	
		子实用とうもろこし								(耕種農家等)	
	小計						⑦	⑧			
	補正								補正係数⑨=⑦÷⑧		

		青刈り とうも ろこし							(畜産農家等)	
									(耕種農家等)	
	ソルゴ ー								(畜産農家等)	
									(耕種農家等)	
	牧草								(畜産農家等)	
									(耕種農家等)	
	子実用 とうも ろこし								(畜産農家等)	
									(耕種農家等)	
	小計					⑦	⑧			
	補正							補正係数⑨=⑦ ÷ ⑧		
合計										

注1：事業実施年度の国産飼料確保計画量②は、自家産+国産飼料の購入量の計画量を記入すること。

2：補正係数⑨は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

3：補正後の助成対象重量⑩は、10kg未満を切捨てること。

4：⑦がゼロ以下の場合はゼロとすること。

5：②のうち事業による供給量（増加量）④は、「1 飼料作物の供給計画」のうち「事業供給量」と整合性を図ること。

6：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

3 成果目標

飼料作物の供給量の増加

畜産農家等名	耕種農家等名	作物名	事業実施前年度（〇年度）		1年目（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
			供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)

注：増加率 = (年度の供給量 - 事業実施前年度の供給量) / 事業実施前年度の供給量 × 100

別紙3－1様式第6号（第5の3の（1）の④）

年　　月　　日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携体制確立）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1の第5の3の（1）の④に定める耕畜連携利用供給計画を提出します。

※ 別記3－1様式第6－1号を添付すること。

〇〇年度～〇〇年度
耕畜連携利用供給計画

〇年〇月

事業実施主体名：〇〇

代表者氏名：〇〇

（〇年目）

1 年度ごとの飼料作物の供給計画

耕畜連携協議会名	耕種農家等名	供給先畜産農家等名	飼料作物名	事業実施前年度(○年度)				1年目(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)				備考
				作付面積(ha)	生産量(kg)	うち事業供給面積(ha)	うち事業供給量(kg)	作付面積(ha)	生産量(kg)	うち事業供給面積(ha)	うち事業供給量(kg)	作付面積(ha)	生産量(kg)	うち事業供給面積(ha)	うち事業供給量(kg)	作付面積(ha)	生産量(kg)	うち事業供給面積(ha)	うち事業供給量(kg)	
			青刈りとうもろこし																	
			ソルゴ																	
			一																	
			牧草																	
			子実用とうもろこし																	
			小計																	

		青刈り とうも ろこし																	
		ソルゴ 一																	
		牧草																	
		子実用 とうも ろこし																	
		小計																	
		合計																	

注1：作付面積、生産量には耕種農家等における各飼料作物の全体の作付面積、全体の生産重量を記入すること。

2：事業供給面積及び事業供給量は、畜産農家等への供給分を記入すること。

3：「うち事業供給量」は、「2 事業年度の利用供給計画の詳細」のうち「②のうち事業による供給量（増加量）④」と整合性を図ること。

4：本事業により機械を導入する場合は、備考欄に機械を導入する飼料生産組織名及び実施する作業名を記入すること。

5：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

2 事業年度の利用供給計画の詳細

耕畜連携 協議会名	畜産農 家等名 (畜種)	飼料 供給者 (耕種農 家等)名	飼料 作物名	基準年 (〇年度) 国産飼料 利用量 (kg)①	事業実施年 度 (〇年度) 国産飼料 確保計画量 (kg)②	飼料の 増減量 (kg) ③=②-①	②のうち 事業によ る供給量 (増加量) (kg) ④	助成対象 重量 (kg) ⑤= (③と ④のどち らか低い 値)	補正係数の 算定 (kg) ⑥= (⑤を 転記。⑤の うち対象重 量がマイナ スの場合、 ゼロを記 入)	補正後助 成対象重 量 (kg) ⑩=各作 物の⑥の 値×⑨	補正単価 (t/円) ⑪	助成額 (円) ⑫=⑩ ×⑪
			青刈り とうも ろこし								(畜産農家等)	
			ソルゴ ー								(耕種農家等)	
			牧草								(畜産農家等)	
			子实用 とうも ろこし								(耕種農家等)	
			小計					⑦	⑧			
			補正						補正係数⑨=⑦÷⑧			

		青刈り とうも ろこし								(畜産農家等)	
		ソルゴ 一								(耕種農家等)	
		牧草								(畜産農家等)	
		子実用 とうも ろこし								(耕種農家等)	
		小計					⑦	⑧			
		補正								補正係数⑨=⑦÷⑧	
合計											

注1：事業実施年度の国産飼料確保計画量②は、自家産+国産飼料の購入量の計画量を記入すること。

2：補正係数⑨は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

3：補正後の助成対象重量⑩は、10kg未満を切捨てること。

4：⑦がゼロ以下の場合はゼロとすること。

5：②のうち事業による供給量（増加量）④は、「1 飼料作物の供給計画」のうち「事業供給量」と整合性を図ること。

6：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

3 成果目標

飼料作物の供給量の増加

耕畜連 携協議 会名	畜産農 家等名	耕種農 家等名	作物名	事業実施前年度(○年度)		1年目 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
				供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)

注：増加率= (年度の供給量-事業実施前年度の供給量) /事業実施前年度の供給量×100

別紙3－1 様式第7号（第5の3の（1）の⑤関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体

代表者〇〇 殿

農林水産省畜産局長

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型）の耕畜連携利用供給計画に対する審査結果について

〇月〇日付けで申請のあった国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型）の耕畜連携利用供給計画について、審査の結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 補助金交付対象総重量

青刈りとうもろこし
ソルゴー（スーダングラスを含む。）
牧草（飼料用の麦類を含む。）
子実用とうもろこし

kg
kg
kg
Kg

別紙3－1 様式第8号（第5の3の（3）の③関係）

現地確認等結果

耕畜連携協議会名：

I 耕種農家等用

1. 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年 月 日		

2. 整理番号

整理番号								

3. 耕種農家等氏名

フリガナ			フリガナ		
氏名又は法人、組織名			代表者氏名(法人、組織のみ)		

4. 飼料作物生産・供給状況

項目	現地確認等後 青刈りとうも ろこし	現地確認等後 ソルゴー	現地確認等後 牧草	現地確認等後 子実用とうも ろこし	合計面積及び 重量	
作付面積	a	a	a	a	a	
生産量	kg	kg	kg	kg	kg	
うち供給先・ 供給量	(氏名) (氏名)	kg kg	(氏名) (氏名)	kg kg	(氏名) (氏名)	kg kg
生産ほ場の 要件確認						
品質表示の 有無						
重量の測定手 法						

注1：10a（アール）未満又は10kg未満切捨て後の面積及び重量を記入。

注2：生産ほ場の要件確認・重量測定の手法は適、不適、品質表示の実施状況は有、無を記入。

5. 堆肥の受入状況

堆肥供給元畜産農家等名	堆肥の受入状況		
	受入希望量①	受入重量②	受入割合③=②／①

6. 他の施策との関連（交付等要綱第32関係）

適 不適 (該当する方にチェックを記入)

II 畜産農家等用

1. 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年 月 日		

2. 整理番号

整理番号									

3. 畜産農家等氏名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、組織名		代表者氏名(法人、組織のみ)	

4. 飼料作物受け入れ状況

青刈りとうもろこし					ソルゴー				
供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無	供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無

牧草					子実用とうもろこし				
供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無	供給者 氏名	拡大重 量	分析点 数	給与状 況記帳 の有無	情報提 供の有 無

合計重量 (10 kg未満切捨て)	
氏名	重量

注1：10 kg未満切捨て後の合計重量。

2：氏名には供給者氏名を記入。

5. 堆肥の供給状況

余剰堆肥量 (t) ①	供給先氏名	供給量②	供給割合③=②／①
合計			③

6. 他の施策との関連 (交付等要綱第 32 関係)

適 不適 (該当する方にチェックを記入)

別紙3－1 様式第9号（第5の3の（3）の③関係）

年 月 日

事業実施主体

代表者〇〇 殿

〇〇耕畜連携協議会
会長〇〇

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携体制確立）に係る現地確認等結果について（報告）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1の第5の3の（3）の③の規定に基づき、現地確認等を実施しましたのでその結果を下記のとおり提出します。

記

1 現地確認等結果総括表 別紙のとおり

別紙3－1 様式第9－1号（第5の3の（3）の③関係）

現地確認等結果総括表

耕畜連携協議会名：

枚/総枚数（_____ / _____）

整理番号	畜産農家等 氏名	経営区分 (注 1)	青刈り とうも ろこし 利用拡 大量 (kg)	ソルゴ 一利用 拡大量 (kg)	牧草利 用拡大 量 (kg)	予実用 とうも ろこし 利用拡 大量 (kg)	国産 飼料 拡大 量の 確認	給 与 情 報 の 提 供 ・ 確 認	重 量 測 定 手 法	堆 肥 利 用 拡 大 状 況	他の施 策との 関連 (適・ 不適) (注 2)	耕種農家 等 氏名	青刈り とうも ろこし 供給重 量 (kg)	ソルゴ 一供給 重量 (kg)	牧草供 給重量 (kg)	予実用 とうも ろこし 供給重 量 (kg)	ほ場 要件 の確 認	品 質 表 示 の 確 認	重 量 測 定 手 法	堆肥の 利用量 (kg)	他の 施策との 関連 (適・ 不適) (注 2)	現地確認 年月日
1								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
4								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
【合計人数】 (人)																						

注1：酪農経営組織は1、酪農経営者組織は2、肉用牛経営者は3、肉用牛経営者組織は4、養豚経営者は5、養豚経営者集団は6、養鶏経営者は7、養鶏経営者集団は8を記載。

注2：交付等要綱第32項に掲げる事項への対応状況について、適、不適を記入。

別紙3－1様式第10号（第5の3の（4）の②関係）

事業参加申込者の交付金の承継（申出）

年 月 日

○○耕畜連携協議会長
○○ 殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

整理番号

--

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携体制確立の事業参加申込者の死亡により、私が変わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1の第5の3の（4）の②国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金交付等要綱の第7第1項に基づく別紙の7の②の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 交付金の交付の承継に係る事由の発生日

事由発生日月日	年 月 日
---------	-------

2 事業の承継等に係ること

	承継前の事業参加申込者	交付金の交付の承継をする事業参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
整理番号		
住所	電話 ()	電話 ()

（注意事項）

- (1) ①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付してください。
- (2) 相続人の口座で交付金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の交付金交付先情報（別紙3－1様式第14号）に記入し、添付してください。

別紙3－1 様式第11号（第5の3の（4）の②関係）

相続人の補助金交付先情報

相続人氏名	
フリガナ	
氏名又は法人 、組織名	
フリガナ	
代表者氏名（法 人、組織のみ）	

住所			
(〒　—　)			
電話	[　　]	FAX	[　　]
E-mail	@		

交付 金 振 込 口 座	金融機関名（ゆうちょ銀行は除く。）					支店名		種目	
	農業協同組合　銀行　信用金庫 信用組合　労働金庫　信連　農林中金							<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 別段
口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)								<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 通知
								<input type="checkbox"/> 組合勘定	
口座名義 フリガナ								金融機関コード	支店コード
漢字									
《ゆうちょ銀行の方はコチラに記入してください》									
口座番号 フリガナ	記号		CD/再発行	番号（右詰で記入）					
口座名義 漢字									

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
上記の交付金振込口座の情報（口座番号、名義など）が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

別紙3－1 様式第12号（第5の4の（1）の①関係）

年　　月　　日

○○耕畜連携協議会長

○○ 殿

飼料生産組織名

○○

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携飼料生産組織取組拡大）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1の第5の4の（1）の①に定める飼料生産組織取組拡大計画を提出いたします。

※ 別紙3－1 様式第12－1号を添付すること。

飼料生産組織取組拡大計画

○年○月

飼料生産組織名

1 飼料生産組織の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 耕畜連携を図る目的

(1) 組織の課題

(2) 事業を実施する目的

3 事業実施の方針

(1) 耕畜連携に向けた推進体制

(2) 作業の分業体制

4 事業実施により見込まれる耕畜連携の効果及び波及効果

5 機械等の導入計画

(1) 共通

飼料作物名	取組面積 (ha)	機械の名称	型式	数量 (台)	事業費 (円)	負担区分		備考
						国庫補助 金(円)	その他 (円)	

注1：交付等要綱第33の(10)に該当する機械等を導入等する場合、導入時の仕様書にシステムサービス提供者と「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）」に準拠した契約を締結する旨、記載すること。

注2：トラクター又はコンバインの導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックをすること。「整備していない」にチェック

がついた場合は、整備しているメーカーの農機に変更するか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明する資料を提出すること。

- 導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（または整備する見込みである） 整備していない

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマー農機株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(2) 購入方式の場合

対象器具・機材	器具・機材名	数量	台
	型式名		
	対象作物、対象作業		
	選定理由		
	能力決定根拠 能力決定に当たっての計算過程を記載 (成果目標との整合を図ること)		
	同様な作業器具・機材の保有状況 (有する場合：型式、取得年月、数量など)		
	新品・中古の区分 中古の場合、残存年数		
	購入価格（税抜き）①		（円）
うちオプション分（名称）			（円）
購入価格（税込み）			（円）
購入費助成申請額 ①×1/2			（円）
購入物件保管場所			
備考			

注1：中古の場合、残存年数は、法定耐用年数－経過年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を計算して記入し、2年以上の場合に限る。

注2：新品ではなく中古を導入する場合は、備考欄に理由を記載すること。

(3) リース方式の場合

対象機械・機器	機種名			数量	台
	型式名				
	飼料作物、実施作業				
	取組面積	(ha)			
	選定理由				
	能力決定根拠 (能力決定に当たっての計算過程を記載)				
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月・台数など)				
リース期間（開始年月～終了年月）	年 月	～	年 月	ヶ月	
リース物件取得価格（税抜き）①	(円)				
リース期間終了後の残存価格（税抜き）②	(円)				
リース料助成申請額 ③	(円)				
リース諸費用（税抜き）④	(円)				
消費税 ⑤	(円)				
事業実施主体負担リース料（税込み） ①-②-③+④+⑤	(円)				
リース物件保管場所					
備考					

注：リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入し、欄にチェックをいれること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率 (1/2以内)
II	(リース物件価格 - 残存価格) × 補助率 (1/2以内)

(4) レンタル方式の場合

対象器具・機器	器具・機材名			数量	(台)
	型式名				
	対象作物、対象作業				
	選定理由				
	能力決定根拠 能力決定に当たっての計算過程を記載 (成)				

材	果目標との整合を図ること)					
	同様な作業器具・機材の保有状況 (有する場合：型式、取得年月、数量など)					
レンタル期間 (開始年月～終了年月)			年	月	～	年 月
レンタル料助成申請額（税抜き）			(円)			
消費税			(円)			
事業実施主体負担レンタル料 (税込み)			(円)			

6 導入機器・機械の月別稼働計画

利用者	機器・機械の 名称	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

注1：月別の稼働計画日数を記載すること。

注2：機械の場合は年間作業見込み面積等を備考に記載すること。

注3：同じ器具・機械を複数者で利用する場合は、利用者ごとに欄を分けて記載すること。

7 事業計画

取組年度	取組内容
1年目 (○○年度)	
2年目 (○○年度)	
3年目 (○○年度)	

注：同じ器具・機械を複数者で利用する場合は、利用者ごとの取組内容も記載すること。

8 成果目標

飼料生産 組織名	作物名	作業名	事業実施前年度 (○年度)		1年目 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
			作業 面積 (ha)	拡大 率 (%)	作業 面積 (ha)	拡大 率 (%)	作業 面積 (ha)	拡大 率 (%)	作業 面積 (ha)	拡大 率 (%)
					()		()		()	

					()		()	()	()
--	--	--	--	---	-----	--	-----	-----	-----

注1：拡大率=（年度の作業面積－事業実施前年度の作業面積）/事業実施前年度の作業面積×100

注2：（ ）には、本事業による耕畜連携の作業面積を記載すること。

別紙3－1様式第13号（第5の4の（1）の②関係）

年　　月　　日

事業実施主体

代表者〇〇 殿

〇〇耕畜連携協議会
会長〇〇

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携飼料生産組織取組拡大）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1－1の第5の4の（1）の②に定める耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画を提出いたします。

※ 別紙3－1様式第13－1号を添付すること。

別紙3－1 様式第13－1号（第5の4の（1）の②関係）

耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画

耕畜連携協議会名：

1 機械等の導入計画

（1）購入方式

飼料生産組織名	飼料作物名	取組面積(ha)	機械の名称	型式	数量(台)	事業費(円)	負担区分		費用対効果分析結果	備考
							国庫補助金(円)	その他(円)		
合計										

注：新品ではなく中古を導入する場合は、備考欄に理由を記載すること。

（2）リース方式

飼料生産組織名	飼料作物名	取組面積(ha)	機械の名称	型式	数量(台)	リース内容					事業費(円)	負担区分		備考
						リース期間(開始年月～終了年月)	リース物件取得価格(税抜き)(円)①	リース期間終了後の残存価格(税抜き)(円)②	リース諸費用(税抜き)(円)④	消費税(円)⑤		国庫補助金(リース料助成額)(円)	その他(円)	
合計														

注1：事業費＝①－②＋③＋④＋⑤

注2：国庫補助金（リース料助成申請額）は、下記の算式のいずれか小さい額を記入し、備考欄に使用した算式（I又はII）を記入すること。

I リース物件価格①×リース期間② / 法定耐用年数×補助率（1/2以内）

II リース物件価格①－残存価格②×補助率（1/2以内）

(3) レンタル方式

飼料生産組織名	飼料作物名	取組面積(ha)	機械の名称	型式	数量(台)	レンタル期間 (開始年月 ～ 終了年月)	事業費(円)	負担区分		備考
								国庫補助金(円)	その他(円)	
合計										

2 成果目標

作業面積の拡大

飼料生産組織名	作物名	作業名	事業実施前年度(○年度)		1年目(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
			作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)
					()		()		()	
					()		()		()	

注1：拡大率= (年度の作業面積-事業実施前年度の作業面積) /事業実施前年度の作業面積×100

注2：()には、本事業による耕畜連携の作業面積を記載すること。

別紙3－1 様式第14号（第5の4の（1）の関係）

年　　月　　日

農林水産省畜産局長殿

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携飼料生産組織取組拡大）に参加するため、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領の別紙3－1の第5の4の（1）の③に定める耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画総括表を提出いたします。

※ 別紙3－1 様式第14－1号を添付すること。

耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画総括表

事業実施主体名：

1 機械等の導入計画

（1）購入方式

耕畜連携 協議会名	飼料生産 組織名	飼料作物名	取組 面積 (ha)	機械の名称	型式	数量 (台)	事業費 (円)	負担区分		費用対 効果分 析結果	備考
								国庫補助金 (円)	その他 (円)		
	小計										
	小計										
	小計										
合計											

注：新品ではなく中古を導入する場合は、備考欄に理由を記載すること。

(2) リース方式

耕畜連携協議会名	飼料生産組織名	飼料作物名	取組面積(ha)	機械の名称	型式	数量(台)	リース内容					事業費(円)	負担区分		備考
							リース期間(開始年月～終了年月)	リース物件取得価格(税抜き)(円)①	リース期間終了後の残存価格(税抜き)(円)②	リース諸費用(税抜き)(円)④	消費税(円)⑤		国庫補助金(リース料助成額)(円)	その他(円)	
小計															
小計															
合計															

注1：事業費＝①－②＋③＋④＋⑤

注2：国庫補助金（リース料助成申請額）は、下記の算式のいずれか小さい額を記入するし、備考欄に使用した算式（I又はII）を記入すること。

I リース物件価格①×リース期間② / 法定耐用年数×補助率（1/2以内）

II リース物件価格①－残存価格②×補助率（1/2以内）

(3) レンタル方式

耕畜連携 協議会名	飼料生産 組織名	飼料作物名	取組 面積 (ha)	機械の名称	型式	数量 (台)	レンタル 期間 (開始年月 ～ 終了年月)	負担区分		備考
								事業費 (円)	国庫補助金 (円)	
	小計									
	小計									
	小計									
合計										

2 成果目標

耕畜連携 協議会名	飼料生産組 織名	作物名	作業名	事業実施前年度（〇年度）		1年目（〇年度）		2年目（〇年度）		3年目（〇年度）	
				作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)

注1：拡大率=（年度の作業面積－事業実施前年度の作業面積）/事業実施前年度の作業面積×100

注2：（ ）には、本事業による耕畜連携の作業面積を記載すること。

別紙3－1 様式第15号（第5の4の（1）の④関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体

代表者〇〇 殿

農林水産省畜産局長

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型）の耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画に対する審査結果について

〇月〇日付けで申請のあった国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型）の耕畜連携飼料生産組織取組拡大計画について、審査の結果、適当と認めますので、お知らせします。

別紙3－1 様式第16号（第5の4の（3）の③関係）

番 号
年月日

事業実施主体

代表者〇〇 殿
(〇〇耕畜連携協議会経由)

飼料生産組織名
代表者氏名

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型のうち耕畜連携飼料生産組織取組拡大）入札・リース契約結果報告書

このことについて、下記のとおり入札・リース契約結果を報告します。
記

1 入札結果

対象機会等の契約名	
選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の所属・氏名	
入札予定価格（税抜き）	
入札参加業者名及び入札価格（税抜き）	
入札回数	
契約業者名	
契約価格（税込み）	
契約年月日	
納品場所	
納入期限	
入札結果等の公表方法	
備考	

2 リース契約結果

リース契約の写しを添付

注1：「選定方法」については、交付等要綱第11に基づき行われること

注2：「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

- 注3：「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする）。
- 注4：不落札随意契約の場合は、「入札執落札業者名行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 注5：「選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 注6：「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 注7：交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 注8：本報告に際しては、競争入札等に参加業者の指名停止等に関する申立書の提出を添付すること（交付等要綱別記様式2号）。

別紙3－1 様式第17号（第7の1関係）

国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業達成状況報告書

事業実施主体名：

1 耕畜連携体制確立の目標と達成状況

耕畜連携 協議会名		畜産農 家等名	耕種農 家等名	作物名	事業実施前年度 (○年度)		1年目 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
					供給量 (kg)	供給拡大 率(%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)
目標												
達成 状況												
目標												
達成 状況												

注：増加率＝（年度の供給量－事業実施前年度の供給量）/事業実施前年度の供給量×100

2 耕畜連携飼料生産組織取組拡大の目標と達成状況

耕畜連携 協議会名	飼料生産 組織名	飼料作物名	作業名	事業実施前年度(○年度)		1年目(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
				作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)
目標											
達成 状況											
目標											
達成 状況											

注1：拡大率= (年度の作業面積-事業実施前年度の作業面積) /事業実施前年度の作業面積×100

注2：()には、耕畜連携による作業面積を記載すること。

国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策（連携型）事業評価報告書

事業実施主体名：

1 耕畜連携体制確立の目標と達成状況

耕畜連携 協議会名		畜産農 家等名	耕種農 家等名	作物名	事業実施前年度 (○年度)		1年目 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
					供給量 (kg)	供給拡大 率(%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)	供給量 (kg)	増加率 (%)
目標												
達成 状況												
目標												
達成 状況												

注：増加率＝（年度の供給量－事業実施前年度の供給量）/事業実施前年度の供給量×100

2 耕畜連携飼料生産組織取組拡大の目標と達成状況

耕畜連携 協議会名	飼料生産 組織名	飼料作物名	作業名	事業実施前年度(○年度)		1年目(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
				作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)	作業面積 (ha)	拡大率 (%)
目標											
達成 状況											
目標											
達成 状況											

注1：拡大率= (年度の作業面積-事業実施前年度の作業面積) /事業実施前年度の作業面積×100

注2：()には、本事業による耕畜連携の作業面積を記載すること。

3 取組の成果

耕畜連携協議会名	
耕畜連携協議会名	

注：本事業での取組成果だけではなく、堆肥や稻わらの活用などの耕畜連携の成果も記載すること。

4 事業実施後の課題・改善方策等

耕畜連携協議会名	
耕畜連携協議会名	

別紙3－1 様式第19号（第7の3関係）

年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

○○年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型）の事業実施に関する改善計画について

令和○○年度～令和○○年度において実施した国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち連携型）について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（○○年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	